

受給者証を
お持ちの
保護者の方用



令和4年4月～

中野区



保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援とは・・・

児童福祉法に基づくサービスです。(受給者証が必要になります)

保護者の申し出に基づき、区立療育センターアポロ園やゆめなりあ職員(心理職等)あるいは保育所等訪問支援の指定を受けた民間事業者が、障害や発達に課題のある児童の在籍する保育所・幼稚園等に訪問します。園でのお子さんの様子を観察し、集団生活への適応や自立した生活が送れるように保育士等へ専門的な助言や相談に応じ、保護者へも伝えます。

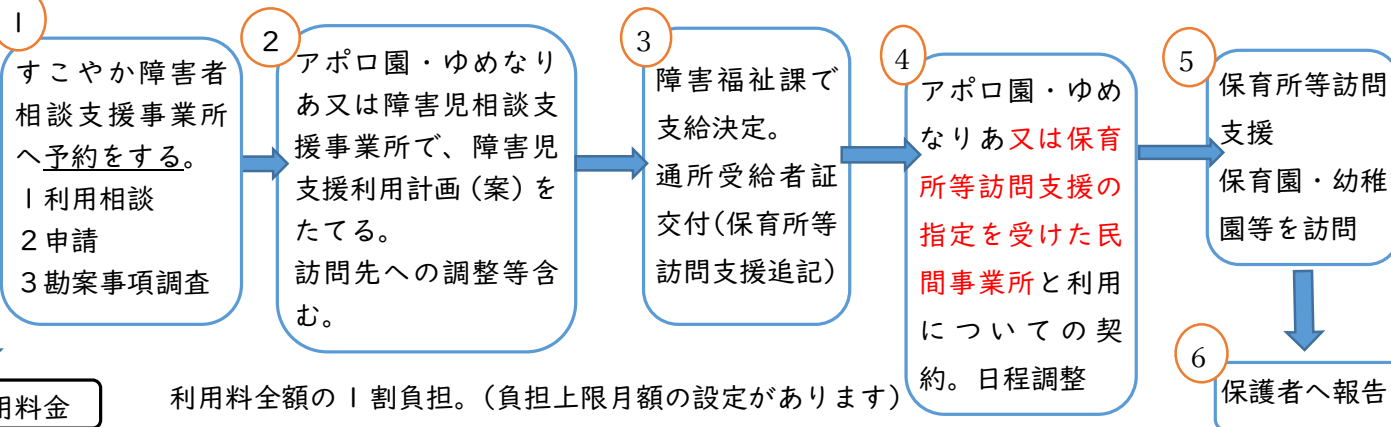
対象児は中野区にお住まいで、保育所、幼稚園等に通園するお子さんです。

ご利用の流れ

サービス申し込み

すでに受給者証をお持ちの方も保育所等訪問支援の支給決定の手続きが必要です。

ご利用をご希望の方は、すこやか福祉センターへご相談ください。



利用料金

利用料全額の1割負担。(負担上限月額の設定があります)
3歳児以上の方は幼児教育・保育無償化の対象となります。

訪問頻度
時間

お子さんの状況に応じて調整します。
訪問時間は2時間から4時間程度です。子ども本人への直接支援(状況に応じて)及び先生方への間接支援(助言や指導方法の提案等)を行います。

保護者へ報告

担当者より保護者へ支援の内容等の報告を行います。



お問い合わせ：中野区健康福祉部 障害福祉課
電話 03-3228-5613
fax 03-3228-5505

Email: hattatsushien@city.tokyo-nakano.lg.jp

